

第1章 総則

1 給水装置工事設計・施行基準

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、水道法（昭和32年法律第177号）（以下「法」という。）、関係法令、愛知中部水道企業団給水条例（以下「条例」という。）等の規定に基づき、給水装置工事（以下「給水工事」という。）の設計、施行の手続き、給水工事の施行方法等についての必要事項を定め、事務の適正な運用を確保することを目的とする。

[解 説]

1 この基準に掲げる法令、条例等は次のとおりとする。

・法

水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

・施行令

水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

・条 例

愛知中部水道企業団給水条例（昭和50年条例第14号）をいう。

・施行規則

愛知中部水道企業団給水条例施行規則（昭和50年規則第9号）をいう。

・指定工事業者規程

愛知中部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年規程第1号）をいう。

※参考 本編2関係法令編に掲載

2 この基準では、施行規則第5条の「企業長が別に定める」について及び設計・施行についての細則を定めるものである。

<参 考>

（給水管及び給水用具の指定）

第5条 条例第7条第1項の給水管及び給水用具の構造及び材質の指定は、企業長が別に定める。

2 条例7条第2項の工事に関する工法等の条件は、企業長が別に定める。

(適用範囲)

第2条 この基準は、愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）の水道より給水する給水工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために企業団の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項・条例第2条)
- (2) 給水管 特定の給水装置へ給水する目的で配水管及び他の給水管から分岐する管をいう。引込管ともいう。
- (3) 給水用具 給水管と直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、バルブ類及び器具類をいう。
- (4) 配水管 配水池又は配水ポンプを起点として不特定多数の需要者に配水する管をいう。
- (5) 配水補助管 配水補助管助成金要綱の適用を受けて布設する管をいう。

〔解説〕

- 1 「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。また、水道水を一旦水槽その他水道水をためることを目的とした設備（以下「受水槽」という。）に受けて給水する場合は、配水管の分岐から受水槽への給水口までが給水装置であり、受水槽以降はこれに当たらない。

水道メータは、水道事業者の所有であるが、法第16条（給水装置の構造及び材質）が供給水の汚染、漏洩を防止するとの観点から規定されている趣旨に照らして、給水装置に該当する。

※ 給水装置の構成は、一般的に給水管、給水用具及びメータからなっている。（水道法逐条解説及び水道施設設計指針による。）

- 2 給水管について

やむを得ないと企業長が認めた場合を除き、給水管は配水管又は他の給水管から直角に分岐する。

なお、同一敷地内に同一申込者の給水装置を複数以上設置する場合、配水管から分岐する給水管は1箇所を原則とする。ただし、同一建物であっても将来的に売買等により所有者が複数となる見込みがある場合はこの限りでない。

- 3 配水管について

配水管は、道路法第2条第1項に規定する道路及びこれに準ずる道路（以下「公道」という。）に布設する。なお、これに準ずる道路とは、国県市町の道路管理者、みよし土地改良区、愛知用水土地改良区等が管理する道路をいう。また、布設する位置、施工方法等（以下「布設基準」という。）は、「愛知中部水道企業団 設計基準」及び道路管理者の指定による。布設基準では、新たに布設する配水管の最低口径を50mm以上と定めている。

私有道路に配水管を布設しようとする場合の取扱いは、「私道への水道管布設取扱要綱」によ

る。この場合の布設基準及び給水装置に係る基準は公道に準ずる。なお、建築基準法第 42 条各項で規定された道路のうち、給水工事申込み時、当該道路が私有地である場合は、私有道路として取り扱う。ただし、土地区画整理事業内の給水工事申込みはこの限りでない。

4 用語の説明

(1) 導水管

取水施設から浄水場までの管をいう。

(2) 送水管

浄水場及び配水池から配水池までの管をいう。

(3) メータユニット

水道メータと継手類（開閉防止型ボール式止水栓及び逆止弁等）を固定し、一体化したものをいう。

① 埋設型メータユニット ϕ 20mm 用（平成 17 年 4 月承認）

ϕ 13・25mm 用（平成 22 年 6 月承認）

② パイプシャフト用メータユニット ϕ 13・20mm 用（平成 15 年 7 月承認）

(4) ボール式止水栓（1 次側止水栓）

水道メータの上流側に設置する開閉防止型ボール式止水栓をいう。

(5) 甲止水栓（2 次側止水栓）

水道メータの下流側に設置する甲形止水栓をいう。

(6) 共用止水栓

同一敷地内に 1 箇所の引込管を使用し 2 個以上の水道メータを設置する場合、官民境界（公私境界）より私有地内 2.0m 以内に設置する止水栓をいう。

(7) 一個給水

集合住宅等において、直結給水又は貯水槽給水で水道メータ 1 個（企業団貸与メータ）による全体給水する場合をいう。

(8) 損失水頭

単位重量の水の有する種々の形態のエネルギーの大きさを水柱の高さとして表したものをいう。

(9) ウォーターハンマ

水栓、弁などにより管内の流体の流れを瞬間的に閉じたとき、閉点の上流側の圧力が急激に上昇し、上昇圧力は圧力波となって配管系内を一定の速度で伝わる。この現象をウォーターハンマ（水撃作用）といい、正常圧より急上昇した圧力を水撃圧という。

過大なウォーターハンマは配管・継手・弁類・機器類を振動させたり衝撃音を発生させたりするばかりでなく、漏水を生じさせることもある。

(10) サヤ管

管が、道路、河川、構造物などを横断又は貫通する場合、管の外傷防護のために布設する外筒管をいう。

(11) クロスコネクション（誤接合）

給水装置を当該給水装置以外の水管等に直接接続することをいう。誤接続されやすい水管

の例として、井戸水、工業用用水、農業用用水、温泉、雨水等の貯流水、受水槽以下の配管等がある。

クロスコネクションは、バルブの故障や操作不良等により上水道管内に井戸水等が逆流する恐れがあり、逆流が配水管まで及んだ場合には、広範囲にわたり水道水が汚染されるなど、大きな被害を引き起こす。水道水の安全を確保する公衆衛生上の観点から、クロスコネクションは、法第 16 条及び施行令第 6 条第 6 号において禁止されている。

(給水工事等の申込み及び施行)

第4条 給水装置の設置等をしようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ企業長に給水工事を申し込み、承認を受けなければならない。この場合において、申込者は、企業長又は企業長が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に委任して給水工事を施行するものとする。

〔解説〕

- 1 給水工事の承認は、当該給水装置が条例及び規則等の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを企業長が承諾することであり、企業長は、事業計画に定める給水区域内において給水工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。(法第15条)
ただし、次のような正当な理由がある場合は、企業長が給水の申込みを拒否することができる。

(水道法逐条解説)

- (1) 給水区域外からの申込みの場合
 - (2) 配水管未布設地区からの給水の申込みがあった場合。ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込むときはこの限りでない。
 - (3) 正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかであるとき。
 - (4) 当該事業計画内では、対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込みである場合
 - (5) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合
 - (6) 給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準及び企業長が定める技術上の基準に適合しない場合(条例第33条)
- 2 配水管等が布設されていない箇所に給水申込をする場合、申込者においてこれらの管の布設に要する費用を負担しなければならない。(施行規則第18条第1項)
また、申込者に給水することによって、既需要者への給水において所要水量・水圧等が本基準第21条以下に定める一定基準を下廻ると判断される場合は、申込者の負担により、不足することとなる給水能力の回復を行わなければならない。(施行規則第18条第2項)

- 3 従来、給水工事は、原則として「企業長が施行し、止水栓以下の部分については、指定工事業者が施行できる」こととしていたが、平成9年4月以降、国による水道関係の規制緩和政策により、「水道事業者(企業長)又は指定工事業者」のどちらでも施行できることとなった。

それにより、本企业団では、企業長が施行する場合を「入札工事、特別給水承認工事及び給水承認工事」、指定工事業者が施行する場合を「設計審査工事」として、その施行方法及び事務処理を本基準で定めることとした。

なお、給水工事の申込み先は、工事を施行する指定工事業者へ直接行えばよい。

<参考>

- 1 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、

あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。(条例第4条)

- 2 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定した者が施行する。企業長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。(条例第6条)

(指導・監督)

第5条 企業団は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行う観点から、本基準に基づき、指定工事業者の行う給水工事が経済的かつ日常の管理が容易であるように、適正な設計及び施行を指導し、監督する。

〔解説〕

- 1 給水装置は、需要者の費用で設置される個人財産であり、日常の管理責任は需要者にある。一方では、水道施設である配水管に直接連結されていることから供給水の水量、水圧及び水質の確保については、水道事業者の責任とされている。
水道事業者は水量、水圧、水質確保についての責任を果たすため、給水に当たっては、当該給水装置の構造及び材質について、法令（施行令第6条）に定められる基準に適合しているかどうかを審査することになっている。
- 2 給水装置は、需要者が必要とする水量を安定して、かつ安全な水を供給するために適正な口径の給水管と使用目的に適合した器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計にあたっては、給水装置全体が整合の取れたシステムとなるよう留意しなければならない。
- 3 給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される（法第3条第9項）が、生活水準の向上と生活様式の多様化に伴い、給水用具に対するニーズも大きく変化しており、利便性、快適性を強調するものが増えている。したがって、給水用具の採用に当たっては、使い勝手が良く、安心して使用できるものが必要とされる。また、騒音、振動等生活環境に悪影響を及ぼさないことも必要である。このような要件を満たすためには、日本産業規格（JIS）、第三者認証機関{日本水道協会規格（JWWA）、日本燃焼器具検査協会（JHIA）、電気安全環境研究所（JET）、日本ガス機器検査協会（JIA）}による規格品を使用することが望ましい。
- 4 給水量の正確な計量には、水道メータの適正な選定とともに、適正な設置と管理が必須の条件となる。水道メータの選定に当たっては、使用水量に見合う口径とする必要があり、これを誤ると、使用水量の正確な計量ができず、また水道メータの耐久性を低下させることがあるので注意する必要がある。
- 5 給水装置の構造及び材質は、地域の特色に見合った配慮が必要である。そのほか、給水管の管種決定に当たっては、水質、土壌の影響等について十分な配慮が必要である。
- 6 給水装置の設計・施行は、水道衛生上の見地から一定の技術水準にある者を水道事業者が指定し適正に行わせる。

- 7 給水管の設計、施工が適正に行われても、使用方法が適切でなかったり、需要者の意志で装置に不適正な器具の取付けや改造が行われたりすると、給水の安定及び水質の安全が確保できないことになる。したがって、需要者には給水装置の適切な使用や維持管理について啓発及び指導する必要がある。

(指定工事業者の責務)

第6条 指定工事業者は、給水工事に関する条例等の規定及び本基準並びに企業団の指示を遵守し、適正な設計施行を行わなければならない。

2 指定工事業者は、常に公共の福祉を自覚し勤勉に努めなければならない。

3 指定工事業者は、申込者から委託された給水工事の設計施行及びそれに伴う管理の一切の責任を負う。

<参 考>

1 指定工事業者の心得

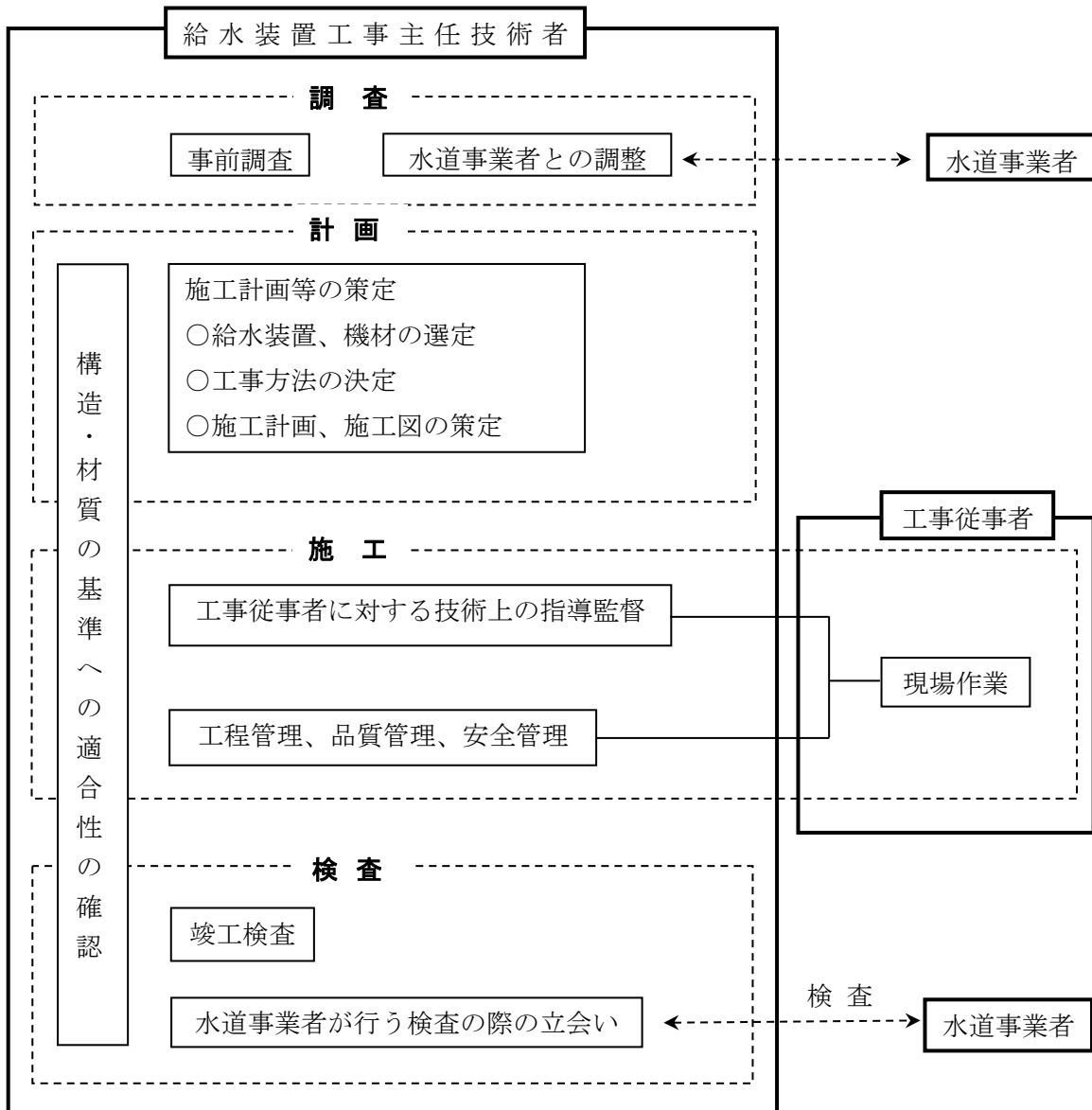
水道事業は清浄にして豊富低廉な水を需要者に供給することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に経営されている。したがって、需要者が水道事業者から水道用水の供給を受け使用しようとする給水装置がいかに重要な施設であるかは既に周知のとおりである。この給水装置の新設・改造・修繕等の工事を企業長の指示を受けて施行する指定工事業者はその使命と責任の重大さを認識して法令、条例等の規定及び本基準に定められた事項を遵守し、給水工事が正しく施行されるよう心掛けて住民福祉の向上に努めなければならない。

2 給水装置工事主任技術者について

給水装置工事は、通常、調査－計画－施工－検査の一連の業務から成るが、給水装置工事の適正な施行を確保するためには、少なくとも給水装置工事について十分な知識及び技能を有する技術者が事業活動の本拠に配置されており、工事全体が管理されるとともに、工事従事者に対する指導監督が十分行われるような体制が整備されている必要がある。

このため、法律第107号の水道法改正においては、給水装置工事主任技術者に給水装置工事の技術面を総括する高い職務を担わせるとともに、指定工事業者はこの者を事業所ごとに選任しなければならないものとするにより、適正な給水装置工事の実施を図ることとしている。

(1) 給水装置工事の流れと給水装置工事主任技術者の職務



(2) 給水装置工事主任技術者に必要とされる知識及び技能

職 務		必要とされる知識及び技能
調査段階	事前調査	○凍結、破壊、浸食等により水の衛生問題等を生じる可能性のある事項を把握できること
	水道事業者等との調整	○水道法、供給規程等を熟知していること
計画段階	施工計画等の策定	
	給水装置及び機材の選定	○現場の土質、水質等に応じて、金属の溶出、破壊、浸食等により水道水の汚染を生じない機材を選定できること
	工事方法の決定	○汚水の吸引及び逆流、破壊、浸食等による水道水の汚染を防止する工事方法を選定できること ○配水管を損傷しない配水管と給水管の接続方法を選定できること
	施工計画及び施工図の策定	○家屋の建築スケジュールと整合した作業スケジュールを策定できること ○給水装置工事の詳細な施工図を作成できること
施工段階	工事従事者に対する技術上の指導監督	○現場作業の段取りや工事の方法についての技術的な指導ができること
	工程管理、品質管理及び安全管理	○最適な工事工程を選定し、管理できること ○水の汚染や漏水が生じないように、工程ごとの仕上がりを管理できること ○工事従事者の安全や健康を管理できること
検査段階	工事の竣工検査	○逆流防止機能試験、漏水試験等を実施できること
	水道事業者が行う検査の際の立会い	○水道事業者の検査に立ち会い、工事内容について説明できること

(管理)

第7条 給水装置の管理の主体责任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負う。

2 給水装置の分界点は、次のとおりとする。

(1) 管理分界点

ア 宅地内に企業団貸与の水道メータ（以下「メータ」という。）を1個設置する場合
メータユニットの下流側又はメータ直後の逆止弁

ただし、先行引込みを行う場合は、開閉防止型ボール式止水栓又はメータユニット
の下流側とする。

イ 直結直圧給水をする集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要を認
めた場合 共用止水栓（3階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）

ウ 水槽その他水道水をためることを目的とした設備（以下「受水槽」という。）を有す
る集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合 親メータ
直後の逆止弁

エ 親メータがない直結加圧給水の集合住宅等の場合 共用止水栓

(2) 給水装置と導水装置との分界点 受水槽給水口

(3) 水質責任分界点 給水栓

ただし、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。

〔解 説〕

1 管理

(1) 水道事業者が管理するのは水道施設であり、この施設に給水装置は含まれないので需要者
が管理する。(法第3条第8項)

ただし、企業団においては、給水装置のうち公道下に属する施設の維持管理は企業団が代
行するものとする。

(2) 需要者が給水装置の管理を著しく怠ったときは、過料の対象となる。(条例第36条第1項
第3号)

(3) 需要者が使用中の給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合しなくなっ
たときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。(条例第33条)

(4) 水道事業者は、その職員に給水装置の立ち入り検査をさせることができる。(法第17条第
1項)

(5) 逆止弁が設置されていない場合は、メータまでとする。

2 メータ並びに集合住宅等における親メータ及び共用止水栓の位置について

給水装置（企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水
用具をいう。）は、給水装置所有者に帰属するが、管理はメータ下流側逆止弁までについては、
企業団が行うものである。（集合住宅等においては、親メータ直後の逆止弁又は共用止水栓まで
が企業団管理となる。）

従ってメータ等の設置位置が宅地内に入れば入る程①漏水等の発生により給水装置所有者宅

地内での影響部分が大きくなる②すなわち宅地内での企業団管理部分が増えるとともに③宅地内企業団管理部分の漏水はメータを経由しないことから長期間にわたり放置されることがあり、水の有効利用から極めて好ましくないといえる。

そこで、土地所有者の土地の有効利用又現実に給水装置を設置する場合の実効性も併せ考慮し、官民境界から 2.0m 以内が企業団維持管理及び土地所有者の土地利用の両面に即したものであるものとして定められている。

3 導水装置

- (1) 導水装置とは、給水装置から水槽その他に受水し、他に導水をする装置をいう。
- (2) 受水槽タンク以下については設置者の管理であり、専用水道の適用を受けるものを除き供給形態及び規模により次のように管理基準が異なる。

① 簡易専用水道の適用を受けるもの

法第 3 条第 7 項で定める基準に該当する水道であり、法が適用される。

ただし、対象建築物が特定建築物である場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管理法」という。）が適用される。

② 簡易専用水道の適用を受けないもの

水道法第 14 条第 2 項第 5 号の適用を受けるが、対象建築物が特定建築物である場合は、「ビル管理法」が優先に適用される。

4 井水等の規制

一般供給用の導水装置において、企業団水に井水等の他水を混入することは水質の管理が困難であり、衛生上好ましくない。このためタンク以下といえども一般給水用の導水装置では、企業団水のみを使用するものとし、井水等の他水と混用することは認めない。ただし、次のもので管理が適切に行われ、衛生上問題がないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 飲用に供するものであっても、水道法上、専用水道の規制を受けるもの
- (2) 飲用に供することがないと判定されるもの（公衆浴場の特例）

5 水の着色の原因

給水栓から出る水は、常に清浄でなければならないが、ときには着色することがある。

(1) 白い水

給水栓から水道水を勢いよく出したときや、断水のあった通水後に給水栓を開いたとき、水が白く濁ることがある。これは水の中に空気が気泡となって混入したためで、ひどいときには牛乳状になることがあるが、数分後には透明になる。空気の混入によるもので、安全性について心配はない。

また、給水管に亜鉛めっき鋼管を使用した場合に白い水の原因となることがある。

(2) 黒い水

給水栓やメータ等のパッキンのゴムが次第に劣化し、黒い水の原因となることがある。

(3) 青い水

給水管に銅管を使用した場合に青い水の原因となることがある。

また、風呂などの大きな容器に水をためた場合に青く見えることがあるが、これは光が水に当たると青い光が散乱され、赤い光が吸収されるために起こる現象であり、アイボリー系の浴槽などに多い事例である。

(4) 赤い水

給水管に亜鉛めっき鋼管が使用されているとき又は、継手などの一部に鋼製の材料が使用されているとき、硬質塩化ビニルライニング鋼管布設時のネジ切り部の加工に不備があるときなどに起こる。それは、露出した鉄面が空気中で錆びるのと同様に水中でも徐々に錆び、この錆が水の使い始めに赤水となって出てくるためである。朝の使い始めに赤水が発生し、1分間以内に収まるときは、ほぼ給水管に起因すると考えられる。

また、一時的な赤水発生のはきは、配水管の工事によるものと考えられる。

<参 考>

1 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。(法第3条第6項)

- (1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- (2) その水道施設の1日最大給水量が政令で定める基準を超えるもの

法第3条第6項ただし書きに規定する法令で定める基準は次のとおりである。(施行令第1条)

- (1) 口径25mm以上の導管の全長 1,500m
- (2) 水槽の有効容量の合計 100 m³

2 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。(法第3条第7項)

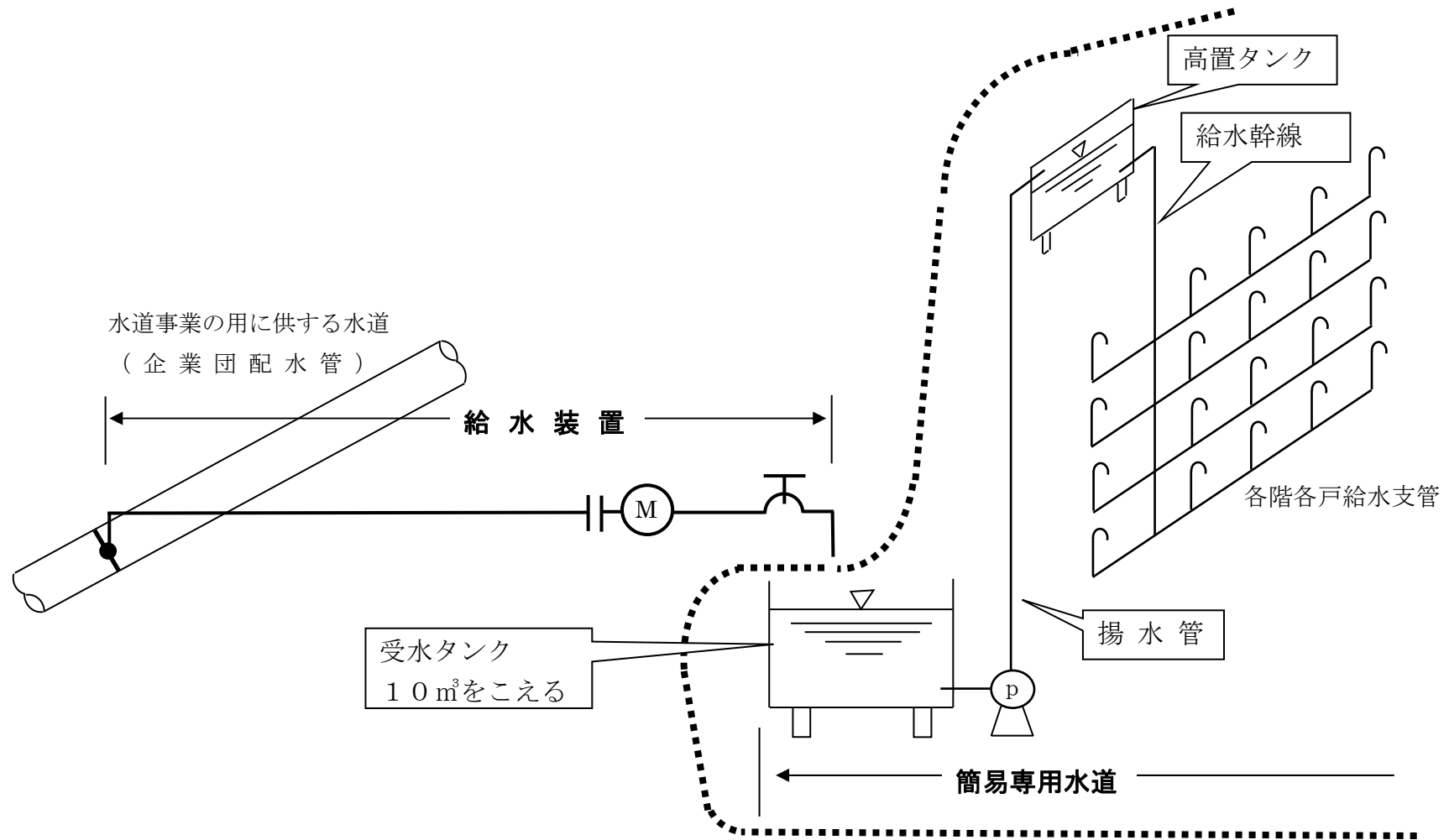
法第3条第7項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 m³であることとする。

(施行令第2条)

※専用水道・簡易専用水道という水槽とは、通常受水タンクのみ(副受水タンクは含まない)を対象としている。

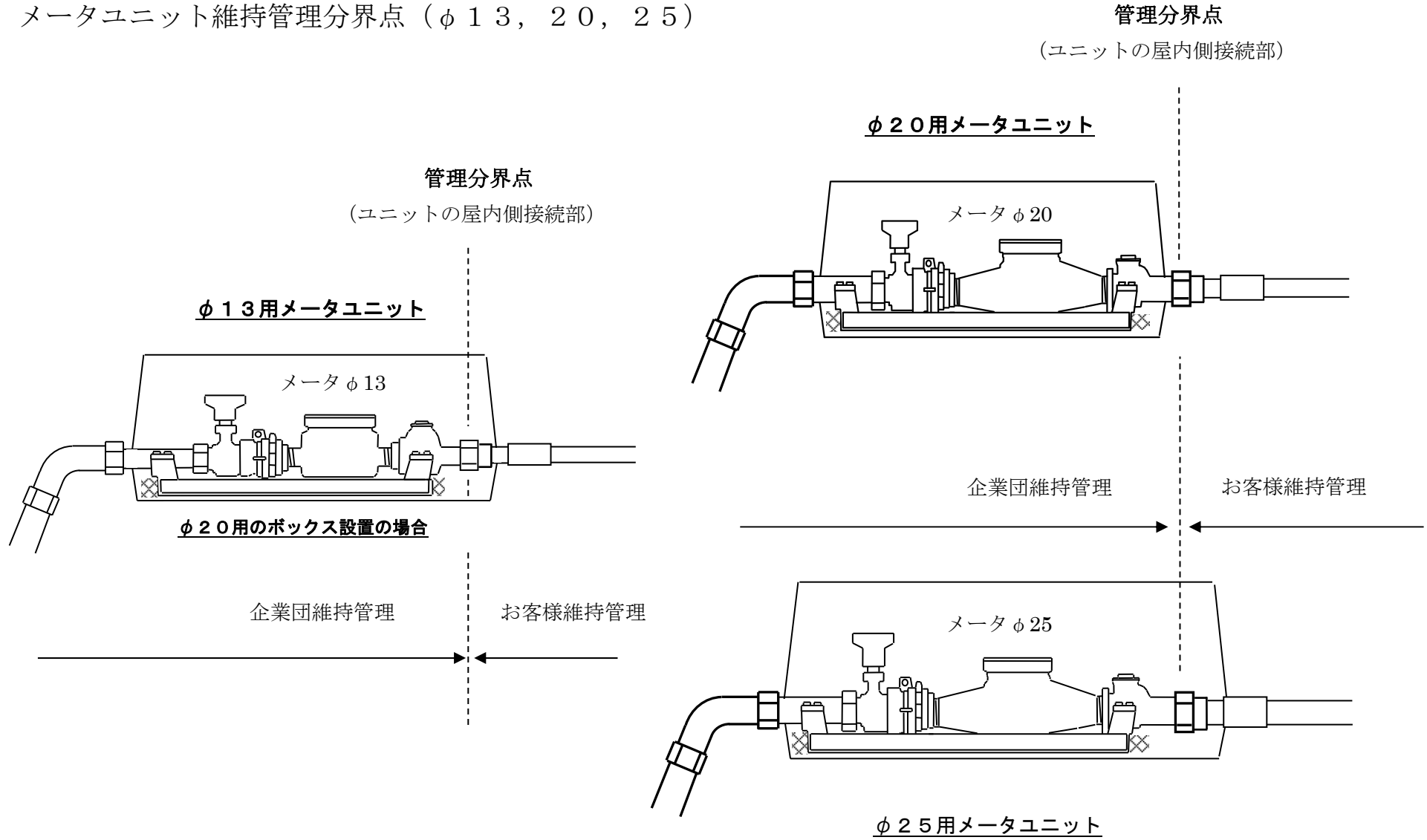
3 管理分界点について(図参照)

- (1) メータユニットが設置されているとき、企業団が管理する範囲はメータユニットの下流側メタルパッキンまでである。それより宅内側は給水装置所有者が管理すること。
- (2) ここでいう管理分界点とは、修理等が必要になった場合に費用負担を行う区分を示すものである。
- (3) 所有者及び使用者は、常日頃から給水装置の善良な維持管理を行わなければならない。
- (4) メータボックスは、水道法上の給水装置には含まれないので所有者及び使用者が維持管理や必要な修繕等を行うものとする。



メータユニット維持管理分界点 (φ 13, 20, 25)

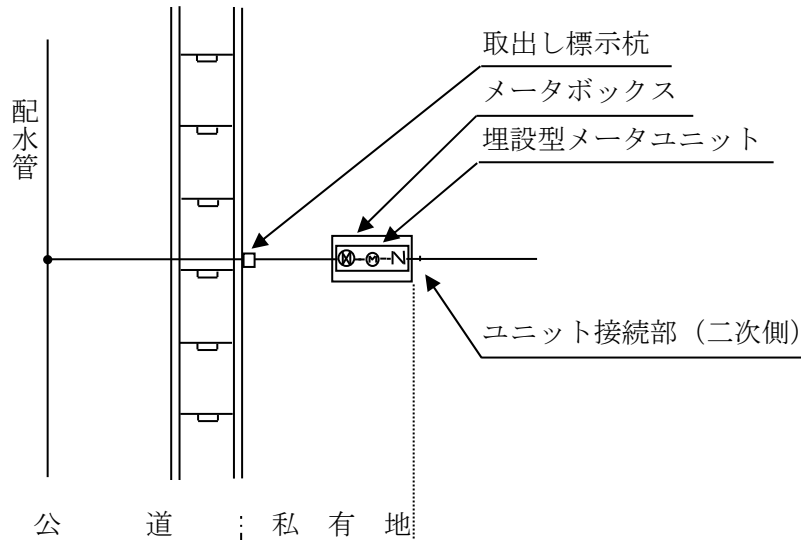
16



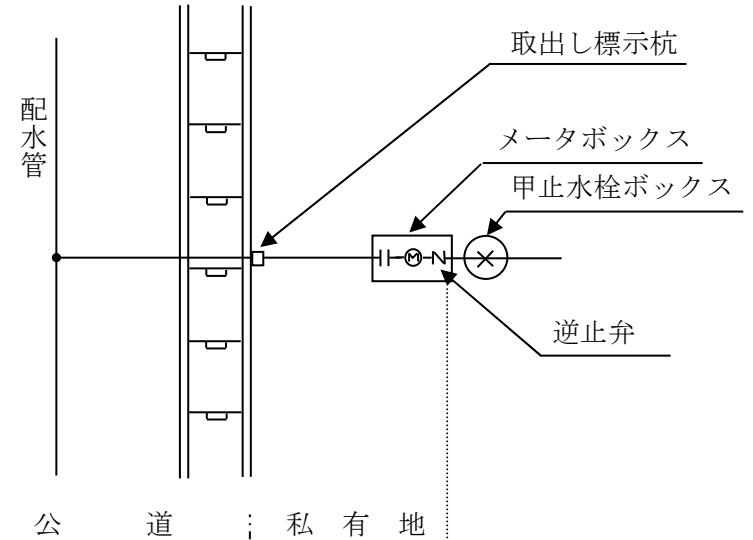
一般住宅等の管理分界点 (φ13mm)

平面

埋設型メータユニット

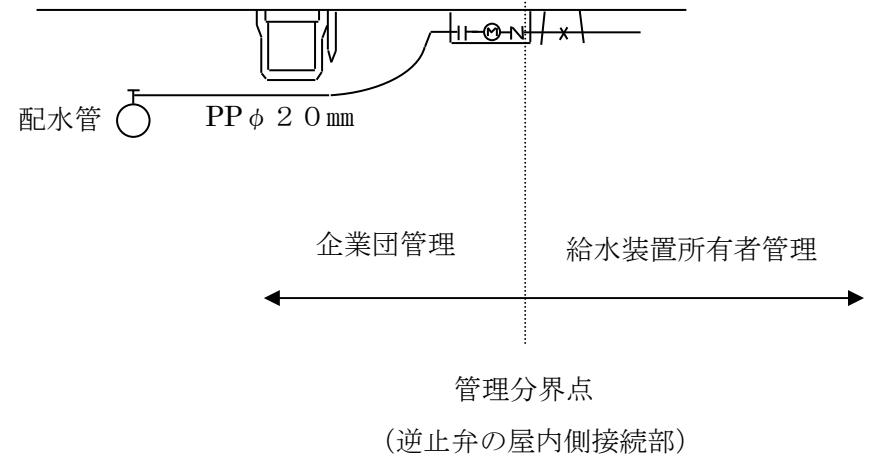
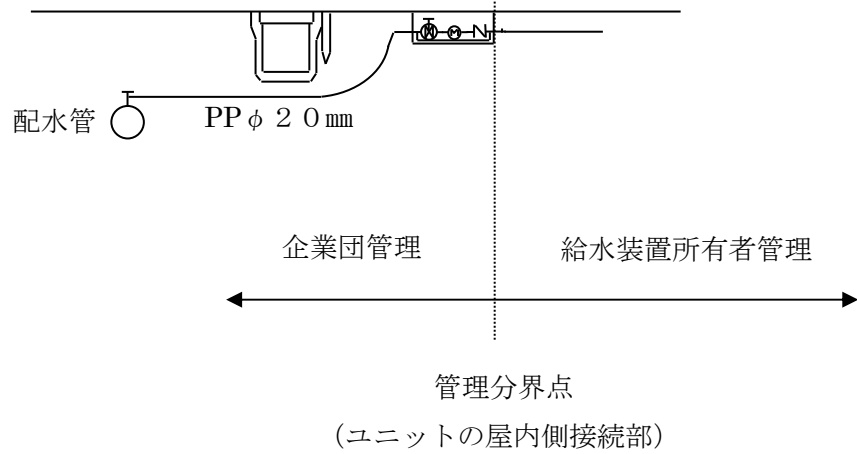


従来タイプ



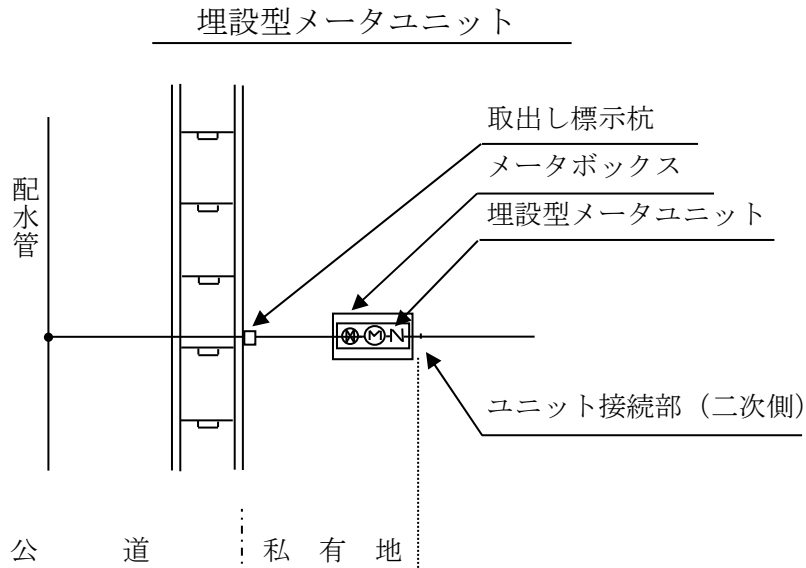
17

断面

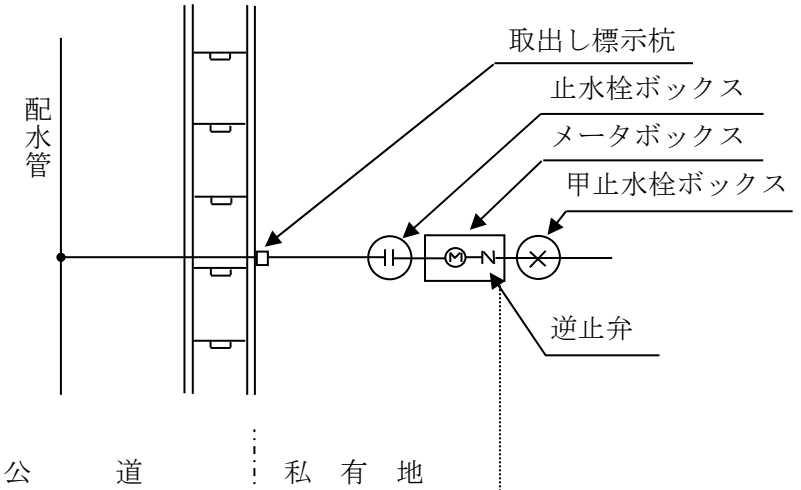


一般住宅等の管理分界点 (φ20mm・φ25mm)

平面

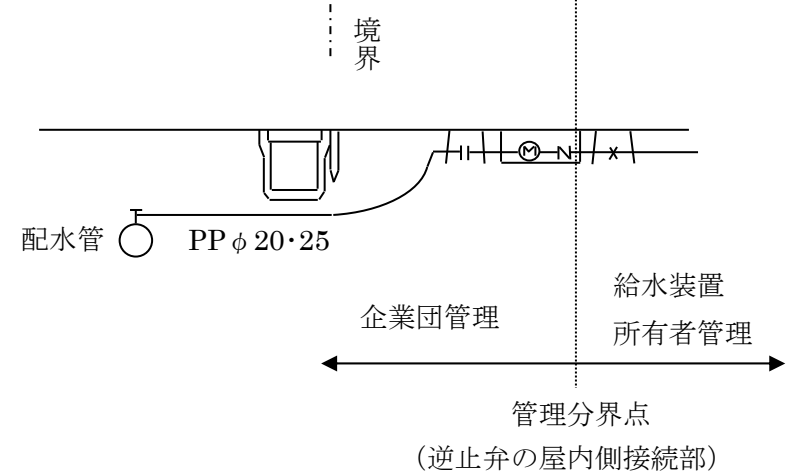
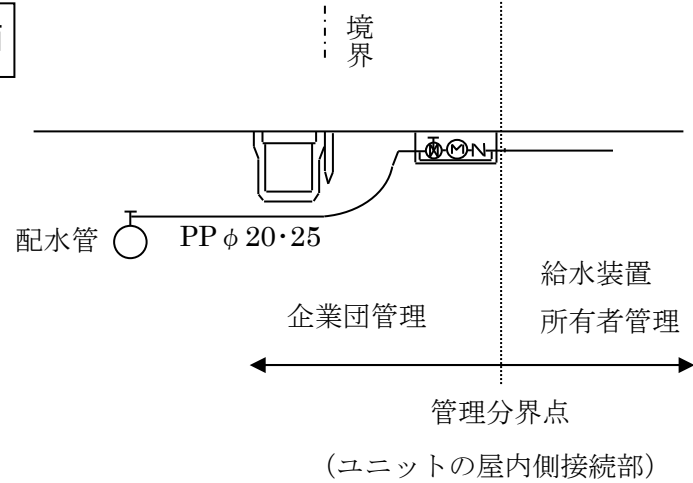


従来タイプ



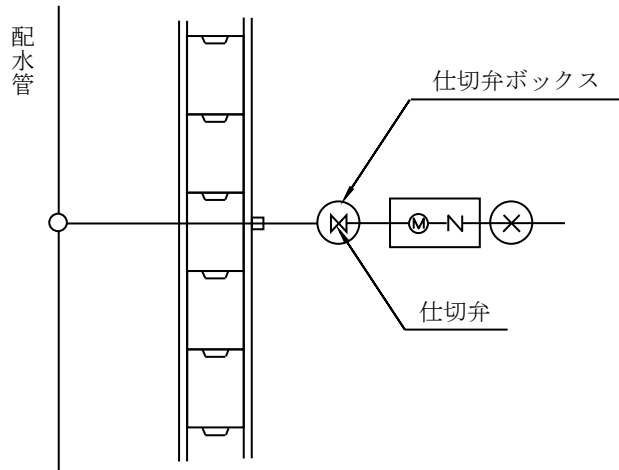
18

断面

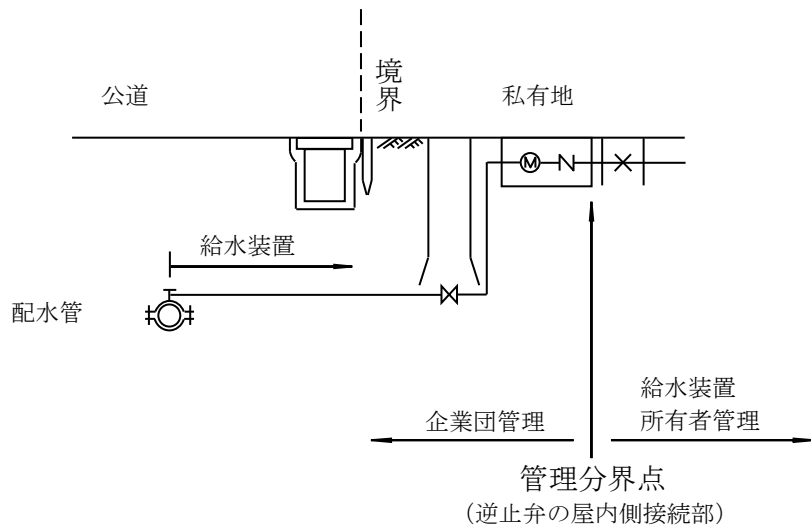


一般住宅等の管理分界点 (φ30mm~)

平面

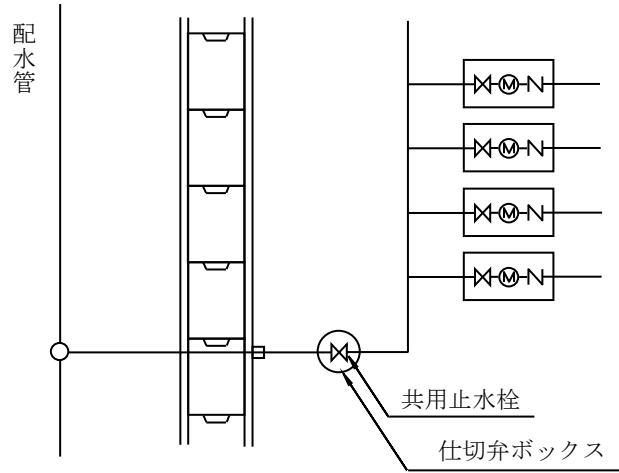


断面

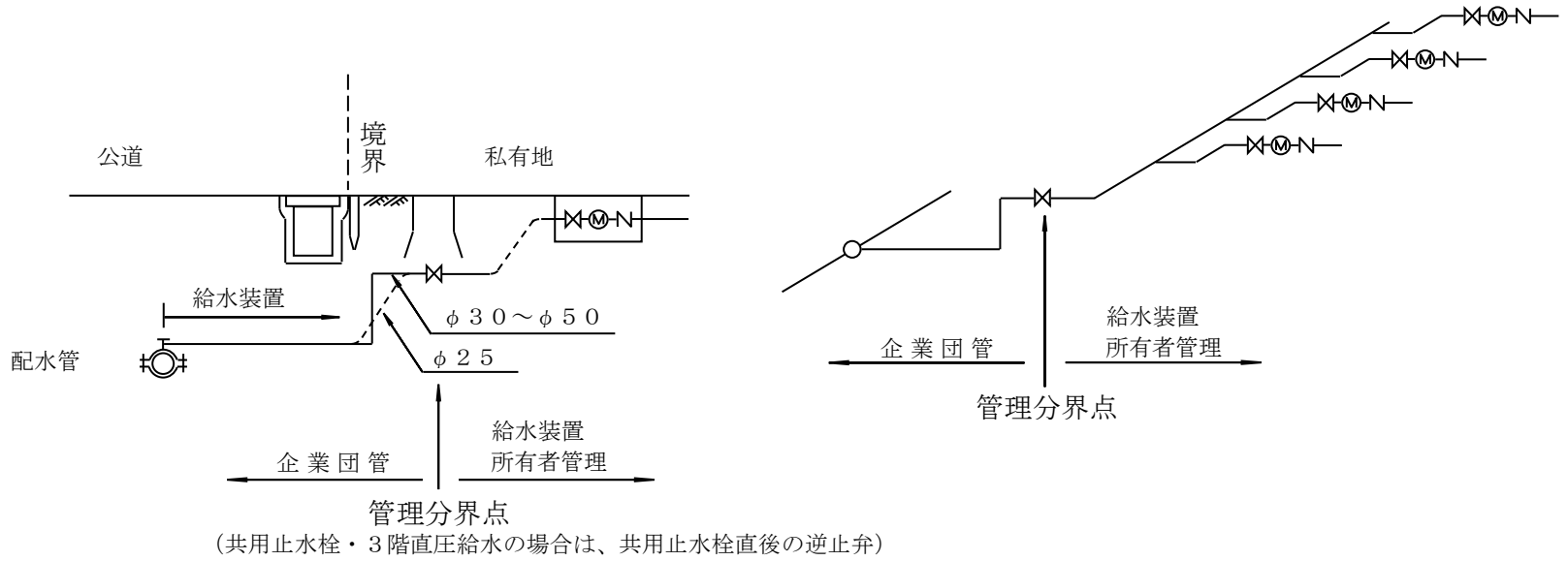


集合住宅（直圧）の管理分界点（ $\phi 25\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$ ）

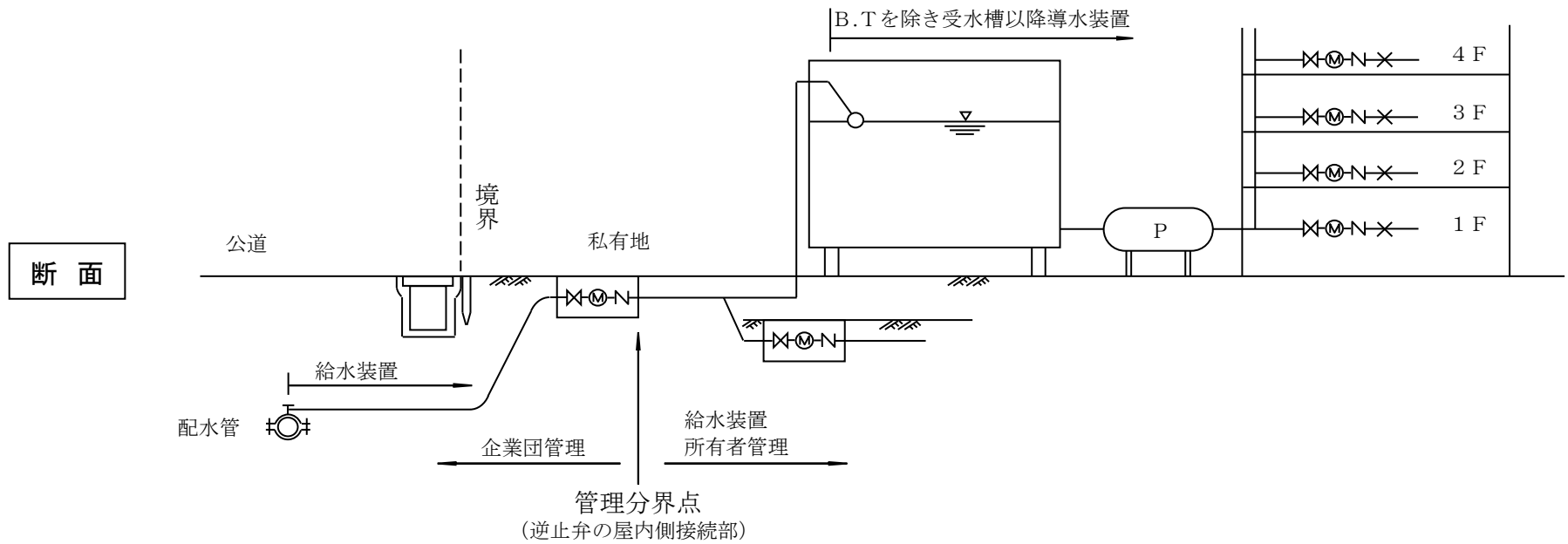
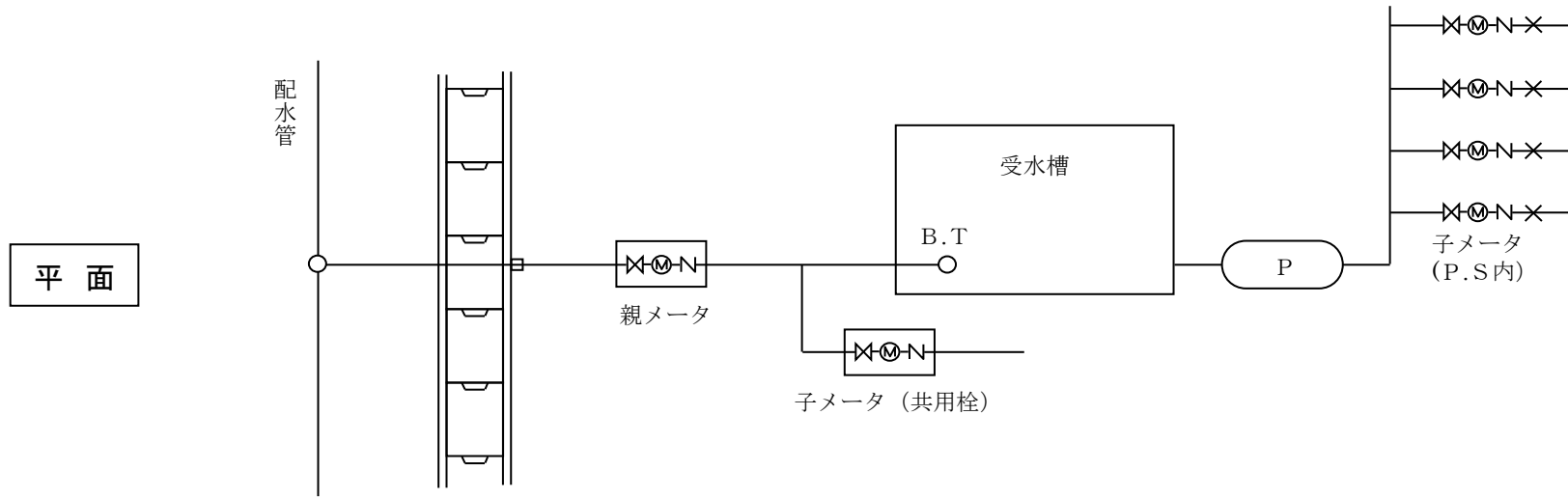
平面



断面



集合住宅（貯水槽）の管理分界点



(工事費の負担)

第8条 給水工事の工事費は、申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができるものとする。

〔解説〕

- 1 企業団が施工する工事等を例示すると以下のとおりであるがその費用を企業団負担とするかどうかは、その都度企業長が決定する。
 - (1) 給・配水管の試掘調査に係る工事
 - (2) 先行取出し管の通水不良に伴う修繕工事
 - (3) 企業団の改良工事及びこれに伴う切替え工事
 - (4) 既設給水装置の移設を伴わない廃止による撤去工事
 - (5) 水道メータの検定満期及び事故メータ等の取替及びこれに要する費用
ただし、私設メータ及び原因者がある場合を除く。又遠隔メータ（子メータ）の満期取替えは一部助成を行う。
 - (6) 「既設給水装置のメータ設置に関する取扱要領」の適用を受けるとき。
 - (7) 「給水装置申込みに係る配管見取図と現地既設管が相違する場合の取扱いについて」の適用を受けるとき。
 - (8) 「配水補助管助成金要綱」に基づく配水補助管布設の助成
 - (9) 「配水補助管布設に伴う改良工事事務取扱規程」に基づく改良工事
 - (10) 「計画路線における給水申込工事の費用負担基準」の適用を受けるとき。

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。(条例第5条)

〔補足〕

本来撤去工事は、給水装置所有者の費用負担で行われるものであるが、撤去工事は急を要さない等の理由から使用しない給水管が長期間にわたって放置される場合が多い。しかし、企業団の維持管理上、不要な給水管は速やかに撤去することが望ましいことから、他の給水工事の申込みに付随しない単独の撤去工事であって、廃止届が受理されたものについては、企業団で費用負担を行うものとする。

(給水工事の種類)

第9条 給水工事の種類は、新設、改造、仮設、修繕、移設、舗装先行、仮設継続、撤去及び消火栓工事の9種類とする。

- (1) 新設工事 新規に給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事 給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 仮設工事 工事用のため一定期間臨時に給水装置を設置する工事をいう。
(6か月・1年)
- (4) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修繕する工事をいう。
- (5) 移設工事 既設給水装置のメータ位置を移動する工事をいう。
- (6) 舗装先行工事 道路舗装工事に先行して、将来給水する目的で給水管を布設する工事をいう。
- (7) 仮設継続工事 仮設期間を延長して使用するための工事をいう。
- (8) 撤去工事 不要になった給水装置の一部又は全部を取りはずす工事をいう。
- (9) 消火栓工事 消火栓を設置、撤去、移設する工事をいう。

[解説]

1 給水装置の種類(条例第3条)

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 給水工事の基本項目

- (1) 給水装置は、企業団が貸与したメータを設置して給水及び計量する。
- (2) メータは、条例等の規定に基づく口径及び個数にしたがって加入分担金の他、必要な納入金を納付し、原則として工事完了後に設置するものとする。ただし、改造等企業長が必要と認めるときは、工事完了前にメータを設置できるものとする。
- (3) 給水工事は、申込みから工事完成まで適正な経過手続きにより完結するものであり、その費用は申込者の負担とする。

3 臨時給水制度

- (1) 臨時給水は、使用者の申込みにより企業長が臨時に給水する必要を認めるときに、承認されるものである。
- (2) 臨時給水の料金は、条例第22条に規定する臨時用料金を適用する。
- (3) 臨時給水は、仮設及び仮給水をいう。
 - ① 仮設とは、工事用等に使用するため6か月又は1年の期間に限り臨時に給水を行うものをいう。

ア 仮設の場合の加入分担金は「仮設加入分担金等の取扱いについて」に規定された額とする。

イ 申込みは、一般の給水申込みに準じ、撤去を要する場合は、撤去費用を前納することを要する。

ウ 仮設メータの改造及び移設は、認めない。

エ 仮設メータの所有者変更は、認めない。

- ② 仮給水とは、条例第 23 条第 4 項に規定する「企業長が臨時に給水する必要があると認めたもの」の中で、給水工事の完了を前提として、完了前に建築等の工事用水として給水することをいい、この時点では、仮完了とする。ただし、改造及び移設は除く。

ア 申込みは新設の給水申込みとし、申込者から仮給水願いが提出され、承認となったときに仮給水として取扱う。

イ 工事が竣工したときは、完了検査（仮完了に対し本完了検査(以下「本完了」という。）を受けなければならない。

ウ 本完了となった時点をもって、水道料金は臨時用から一般用に切り換えるものとする。

エ 仮給水期間中における所有者変更は認めない。

4 工事種類の取扱い

(1) 改造工事について

① 完了検査前に新たな口径のメータ（以下「改造メータ」という。）を設置しようとする場合で、入金確認後、その申し出により企業長が認めた場合は、メータ出庫できるものとする。

② メータを設置したら直ちに既設メータを返却することとし、メータの同時使用をしてはならない。

(2) 仮設工事について

① 仮設使用期間（6 か月又は 1 年）が満了した場合は、メータを撤去し企業団に返却する。

② 仮設申込みにより布設した給水管は、撤去を原則とするが、あらかじめ企業長の承認を得た場合には、新設メータの設置においても使用できるものとする。

(3) 仮設継続の取扱いについて

① 仮設期間満了後も引き続き使用する場合は、新たに給水装置工事申込書（仮設継続）を提出し、加入分担金（仮設と同額）等を納入しなければならない。なお、仮設継続の検査費用を免除できるのは、期間満了後 1 か月以内である。（仮設加入分担金等の取扱いについて 第 4 項第 2 号）

② 仮設継続取り扱いをした場合の始期は、仮設期間満了日とする。

(4) 移設及び撤去工事について

移設に伴い、同一敷地内において本基準に基づく位置にメータ設置が出来ないとき又は既設メータ設置場所と異なった敷地にメータを移設するときは、原則として申込者の費用負担において既設給水管を撤去する。既設給水管をそのまま残存させ、新たな場所に給水管を設けメータを移動することは、既設給水管の維持管理が困難となることから認めない。

(5) 舗装先行工事について

① 申込者は、将来にわたり本基準第 31 条に適合するよう善良な維持管理を行わなければ

ならない。

- ② 舗装を切断して先行工事を行う場合は、その理由を明らかにすること。
- ③ 給水管布設位置が将来において不適位置又は不要となる場合は、申込者負担により新たな給水管布設工事や撤去工事を行わなければならない。

(給水工事の順序)

第10条 指定工事業者は、申込者と給水工事等の契約締結後、企業団に対して必要な手続きを行う。

